

令和4年（行ケ）第7号

原告 弁護士法人ベリーベスト法律事務所、酒井将、浅野健太郎

被告 日本弁護士連合会

意見陳述要旨

令和4年9月20日

原告ら 酒井将・浅野健太郎

発言の機会を頂きまして、誠にありがとうございます。原告の酒井将です。

1 業務停止処分は業務の停止を超えて重大な社会的不利益を長期間にわたり及ぼすこと

私たちが、東京弁護士会から業務停止の懲戒処分を受けてから、既に2年半が経過しました。この2年半で、私たちの社会的評価は地に落ちました。裁判所にこの懲戒処分を取り消していただかなければ、私たちの社会的評価は地に落ちたままです。業務停止期間が過ぎたからもういいだろうというものではないのです。

業務停止を受けて以降、都市銀行をはじめ多くの銀行が私どもの取引を停止しました。これまでだったら快く融資してくれていた銀行から、ことごとくそっぽを向かれてしまい、資金調達が思うようにできず、現在大変に厳しい経営環境です。

ある都市銀行には、なんと口座開設すら拒否されました。まるで私たちが反社会的勢力であるかの如き仕打ちを受けています。

また、私は現在、家族が増えたので土地を購入してマイホームを建設しようとしていますが、本命だった建設会社には、私の業務停止処分を理由に、建築請負を拒否されました。5大紙のひとつである大手の新聞社は、私たちの業務停止を理由に、法律事務所の広告を掲載してくれません。

また、私は以前ロータリークラブに入って社会奉仕活動をしていましたが、ロータリークラブからも、業務停止を理由に退会を求められ、泣く泣く退会せざるを得ませんでした。

私たちは、まさに悪徳弁護士のレッテルを貼られ、これまで築き上げてきた社会的信用は地に落ちて、あらゆる場面で社会から冷ややかな目で見られています。大きく名誉を毀損されています。

それもそのはずです。業務停止6か月とか3か月というのは、横領したのかというレベルの重い処分です。非弁提携をしたというわけですから、犯罪行為です。犯罪行為をした悪徳弁護士というレッテルを貼られているのです。

しかも、このような不利益は業務停止期間が終了しても、長く及んでいるのです。まさに、

社会的抹殺・地獄に落ちよというようなものです。

2 私たちの行為は社会に貢献することこそあれ、違法というのにはあり得ないこと

しかし、私たちはこのような重い処分を受けるようなことを何かしたのでしょうか。私たちの行為のどこが、品位を失うべき非行だとして、犯罪行為のレッテルを貼られ、こんなにひどい仕打ちを受けなければならない事柄なのでしょう。

私たちは、代理権超えて司法書士が担当できなくなった事件を、司法書士がそれまでに実施した業務の報酬を支払って引継ぎ、依頼者の利益を最大化して、かつ迅速に解決してきました。司法書士が行った業務の成果を引き継ぐのですから、それに見合った費用を支払うことは当然のことだと考えました。紹介料ありきで体裁を繕うというような気持ちは微塵もありませんでした。

業務委託料の設定については、司法書士会の報酬アンケートや弁護士の意見も参考に慎重に検討しましたが、司法書士も仕事としてやっているのだから原価でやる訳にはいかないし、十分に合理的な価格であると考えました。

しかも、もともと司法書士が依頼者と契約していた金額と同額です。依頼者が払えば正当な司法書士費用なのに、弁護士が支払うと途端に紹介料になるという弁護士会の見解は論理的に破綻していると言わざるを得ません。

また、弁護士会は、「では私たちがどう行動すべきだったか」についても答えていません。目の前に過払金の消滅時効が迫りつつある依頼者が存在し、司法書士の作成した引直計算データ及び訴状を利用すべき合理的な理由があり、それらを使う以上当然司法書士にその業務報酬を支払う必要がある中で、その支払いが違法な紹介料になるなら私たちはどうすべきだったのか、未だにわかりません。私たちは、依頼者を見捨てるべきだったのか、司法書士に無償で仕事の成果を寄越せというべきだったというのか、過払い金を回収できていない引継ぎ時点で依頼者に中途までの司法書士報酬を払わせるべきだったというのか、いずれも当時の状況を見捨てた非現実的な話です。弁護士会は司法書士から弁護士への引継ぎルール作成の必要性を自認しているのに、何をか言わんやというものです。

日弁連も議決書において、私たちのやったことが、「依頼者の利便性に寄与しており」「引継ぎによって依頼者に追加の経済的負担や不利益が生じた事情はなく」「司法書士は弁護士と一部重なる法律事務を行う者であって、本件は事件屋などが介入する非弁提携事案とは異なり」「規程13条1項及び法27条に違反するとの明確な認識の下で行ったものでなく」「140万円超過事件について認定司法書士から弁護士への事件引継ぎの在り方、両者の協力関係の在り方について、弁護士会等においても検討と提言が望まれるところ、本件はそれが無い状況下で発生した」ものであることを認定しています。それなのに、規程13条1項及び法27条について、条解弁護士法の「紹介と対価関係のある支払」が禁止されているという記載を無視し、「紹介に付随してお金流れれば全部アウト」などと紹介料の意義を

不当に拡大解釈し、明らかに誤った法律解釈をして強引に私たちを業務停止にしました。

スティーブンギブズ先生の意見書をお読みください。本件は士業同士が共同で依頼者のために仕事をしてその報酬を適正に分けたというだけですから、日本と同様の非弁提携禁止規定があるアメリカでもこんなことはそもそも問題視すらされません。弁護士会は非弁提携禁止規定の趣旨を理解してないと言わざるを得ず、リーガルマインドが欠如しています。

弁護士会は、法律解釈も事実認定も間違っ、おまけに物事の善悪の判断すらできない組織です。

裁判所におかれては、弁護士会の誤りを正し、正しい法律解釈、正しい事実認定をして、正義に適う判断していただきたいです。

以上です。発言の機会を与えてくださり誠にありがとうございました。